

# 新潟看護ケア研究学会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、新潟看護ケア研究学会 (Niigata Association of Nursing Care Research) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を評議会の定める所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会および総会の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) 関係学術団体との連絡、連携
- (5) その他の目的達成に必要な活動

## 第3章 会員及び賛助会員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人とする。

(賛助会員)

第6条 本会の賛助会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において活動する個人または団体で、本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明したものである。

(会員の入会及び退会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、新潟看護ケア研究学会入会申込書を本会事務局に提出し、評議会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて2年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

(入会金及び会費)

第8条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。なお、既納の年会費は、入会を評議会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

(会員の除名)

第9条 本会の会員、賛助会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、評議会の議決を経て、これを除名することができる。

## 第4章 役 員

(役 員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 評議員 12名程度
- (4) 監事 2名

(会長)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を執行する。

- 2 会長は、評議会で評議員の中から互選し、総会の承認を得て決定する。
- 3 会長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(副会長)

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときその業務を代行する。

- 2 副会長は評議員の中から互選し、評議会の承認により決定する。
- 3 副会長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(監事)

第13条 監事は、本会の会務を監査し、評議会に報告するとともに、本会の会計及び資産を監査する。

- 2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。
- 3 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(評議員)

第14条 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

- 2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じてもこれを補充しない。
- 3 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(学術集会会長)

第15条 本会は、毎年1回学術集会を主宰するために、学術集会会長を置く。

- 2 学術集会会長は、評議会の推薦により、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 3 任期は1年とする。
- 4 学術集会会長は、評議員会に参加することができる。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第16条 本会の運営のために、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 企画運営委員会
- (4) 編集委員会

(総会)

第17条 本会の総会は、年1回会長が招集して開催する。

- 2 総会は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) その他評議会が必要と認めた事項
- 3 評議会が必要と認め、議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があったときには、会長は、臨時総会を開催しなければならない。
- 4 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 総会の議長は会長があたり、議事は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

(評議員会)

第18条 本会は、会長の諮問に応じ重要事項を審議するために評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に会長が招集し、議長は、会長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、会長は必要と認めたとき、臨時評議員会を招集しなくてはならない。

4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

(企画運営委員会)

第19条 企画運営委員会は、学術集会および学術講演会・セミナーなどの企画及び運営にあたる。

2 企画運営委員会は、評議会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。

3 委員長は、評議員の中から選出する。

4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

(編集委員会)

第20条 編集委員会は、会誌の編集及び発行を行う。

2 編集委員会は、評議会で選出された次の委員をもって組織する。

(1) 評議員 2名以上

(2) 正会員 若干名

3 委員長は、編集委員会において評議委員の中から選出する。

4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

## 第6章 会 計

(会 計)

第21条 本会の運営は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入などによって行う。

2 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(入会金、会費)

第22条 本会の年会費は、会員5,000円とする。学生会員は、大学院学生3,000円とする。

賛助会員は、(1口)8,000円とする。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第23条 会則の変更は、評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

## 第8章 補 則

(委 任)

第24条 本会則の施行について必要な事項は、評議会の議決を経て、別に決める。

## 附 則

1 この会則は、平成20年11月29日から施行する。

2 この会則は、平成28年10月15日から施行する。